



児童手当などの手続をしましょう

問合せ こども家庭課（市役所4階） ☎55-2738 ☎51-0247
 📧fu-kokatei@div.city.fuji.shizuoka.jp

	受給資格者など	請求者の所得制限など		手当の月額など	
児童手当	0歳～中学3年生修了前(15歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している人	所得制限限度額は、扶養人数によって異なります。所得額は、給与収入の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後」欄の額です。また、その額から医療費控除額などが控除されます		所得制限限度額未済の場合 《3歳未満》 一律 1万5,000円 《3歳以上小学6年生まで》 3人目以降 1万5,000円 1人目・2人目 1万円 《中学生》 一律 1万円 所得制限限度額以上の場合 一律 5,000円	
		扶養人数(例)	所得制限限度額		
		2人	698万円		
		4人	774万円		
児童扶養手当	次に該当する18歳以下の児童を監護している母子家庭の母、父子家庭の父（事実上婚姻関係がある人は除く）、養育者 ●離婚・未婚・死亡・遺棄及び拘禁などで父または母がいない ●父または母が重度の障害の状態にある ●父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている ※18歳以下とは、18歳到達後最初の3月31日まで。	全部支給	(例) 扶養人数2人の場合の所得制限限度額 125万円	児童1人 4万3,160円	2人目 5,100円～ 1万1,900円
		一部支給	(例) 扶養人数2人の場合の所得制限限度額 268万円	児童1人 所得に応じて 1万1,800円～ 4万3,150円	3人目以降 3,060円～ 6,110円
ひとり親家庭等医療費	次に該当する20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母、父子家庭の父（事実上婚姻関係がある人は除く）、養育者及び20歳未満の児童 ●離婚・未婚・死亡・遺棄及び拘禁などで父または母がいない ●父または母が重度の障害の状態にある ●父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている	所得税が課せられていない世帯 ※所得税が課せられていても、扶養している児童の年齢・人数により、対象になる場合があります。		助成の範囲 保険診療分の医療費から、付加給付額及びそのほか補填された医療費を控除した額、食事療養標準負担額 ※保険診療の対象にはならないもの（個室使用料・健康診断料・容器代など）は助成対象外です。	
こども医療費	対象年齢	自己負担金			
		通院の場合		入院の場合	
	0歳から18歳到達後最初の3月31日まで ※全ての子どもが対象です。	1回 500円 500円に満たない場合はその額。1か月につき4回目まで自己負担し、5回目以降は自己負担金なし		なし (食事療養標準負担額を含む)	
		処方箋の交付により薬局へ行った場合、薬局での自己負担金はありません			

※申請済みの人は手続不要。「児童扶養手当」と「ひとり親家庭等医療費」への手続は、申請者本人がこども家庭課へ。

申請に必要なものなど、詳しくはこちら▶

